

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場事業経営戦略

令和8年度 ～ 令和17年度

令和8年3月改定
鳥取県境港水産事務所

目 次

| | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 事業概要 | 1 |
| 2 | 将来の事業環境 | 3 |
| 3 | 経営の基本方針 | 5 |
| 4 | 投資・財政計画（収支計画） | 6 |
| 5 | 公営企業として実施する必要性 | 10 |
| 6 | 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 | 10 |
| ○ | 様式第2号（法非適用企業） 投資・財政計画（収支計画） | 11 |

鳥取県営境港水産物地方卸売市場事業経営戦略

| | | |
|-----------|---|--------------------|
| 団 体 名 | : | 鳥取県 |
| 事 業 名 | : | 鳥取県営境港水産施設事業特別会計 |
| 当 初 策 定 日 | : | 令和 3 年 3 月 |
| 改 定 日 | : | 令和 8 年 3 月 |
| 計 画 期 間 | : | 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度 |

1. 事業概要

(1) 事業形態

| | | | |
|----------------------------|--|-------------------|---------------------------|
| 法適(全部適用・一部適用)非適の区分 | 非適 | 事業開始年月日 | 昭和37年4月1日 |
| 職 員 数 | 正職員 2人 会計年度任用職員 1人 | 市 場 名 称 | 地方卸売市場 |
| 前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度 | 昭和57年度 | 次 回 再 整 備 予 定 年 度 | 平成26年度から令和8年度 (現在、整備中) |
| 広 域 化 実 施 状 況 | 平成15年に県内の14の沿岸漁業協同組合のうち10漁業が合併し、翌年、鳥取県漁業協同組合連合会を包括承継した全県規模の鳥取県漁業協同組合が誕生した。 これに伴い、大山町以西で水揚げされる水産物は境港市場へ移送されることとなり、集荷の広域化が図られた。 | | |
| 民 間 活 用 の 状 況 | ア 民間委託 | 該当なし | |
| | イ 指定管理者制度 | 平成21年から導入し、現在に至る。 | |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし | |

(2) 使用料形態

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 売上高割施設使用料の概要・考え方 | <p>【使用料】 水揚金額(=卸売販売金額)の1,000分の5</p> <p>【根拠】 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例</p> <p>【考え方】 ・昭和39年4月1日条例施行日から今日に至るまで同率(1,000分の5)を維持している。 ・セリをとさない場合は、荷捌き利用として8円80銭(生鮮水産物1箱、または20kgにつき)、加工水産物については20kgにつき44円を徴収している。 ・本県の売上高割施設使用料は、他の公共市場と比較して低率ではない。市場の維持・管理のため現在の率を維持し続けている。なお、他県では岸壁使用料等を別途徴収しており、利用者の負担総額は同程度と見込まれる。 (参考:県営産地市場)長崎漁港3.8/1,000、下関漁港:3/1,000</p> | |
| その他施設使用料の概要・考え方 | <p>【使用料】 仲卸業務、詰所、駐車場、海水供給施設、会議室、関係事業者施設用地 等</p> <p>【根拠】 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例</p> <p>【考え方】 ・他市場の状況、施設の維持管理費、減価償却費、産地間競争力を勘案して算定している。 ・使用料の額の適正化については、3年ごとに額の見直し検討を実施している。 ・現在、高度衛生管理型市場整備事業(平成26年度～令和8年度)を実施中であるが、令和元年6月から一部供用開始(陸送上屋、1号上屋)を行い、それに合わせて新規使用料設定(シャーベットアイス供給施設使用料、冷海水供給施設使用料、冷蔵庫使用料、固定式活魚水槽使用料)、令和4年8月から2号上屋の供用開始を行い、使用料項目を追加した。(記帳電算室使用料、会議室等使用料)</p> | |
| 使用料改定年月日(消費税のみの改定は含まない) | 令和元年6月1日 | |

(3) 現在の経営状況

| 年間取扱高(t) ※過去3年度分を記載 | 年度 | 野菜 | 果実 | 水産物 | 肉類・鳥類・卵類 | その他 | 合計 |
|----------------------------|----|-------|----|---------|----------|-------|---------|
| | R4 | | | 116,084 | | | 116,084 |
| | R5 | | | 118,140 | | | 118,140 |
| | R6 | | | 127,438 | | | 127,438 |
| 年間税込売上高(百万円) ※過去3年度分を記載 | 年度 | 野菜 | 果実 | 水産物 | 肉類・鳥類・卵類 | その他 | 合計 |
| | R4 | | | 22,921 | | | 22,921 |
| | R5 | | | 24,630 | | | 24,630 |
| | R6 | | | 23,466 | | | 23,466 |
| 収益的収支比率 ※過去3年度分を記載 | R4 | 94.9% | R5 | 91.5% | R6 | 87.3% | |
| 経費回収率 ※過去3年度分を記載 | R4 | 64.2% | R5 | 62.5% | R6 | 57.8% | |
| 他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載 | R4 | 33.0% | R5 | 32.1% | R6 | 32.6% | |
| 有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載 | R4 | —% | R5 | —% | R6 | —% | |
| 地方債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載 | R4 | 88.7% | R5 | 65.5% | R6 | 49.3% | |

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

【収益的収支比率：総収益／(総費用＋地方債償還金)】

・収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賅えているかを表す指標で、100%以上が望ましいとされる。
 ・総収益は水揚量の回復に伴う売上高割施設使用料の増により当初計画の水準で安定しており、総費用が令和4年度から毎年度段階的な上屋供用開始に伴う維持管理費用の増に加え、令和6年度の人件費の増(いずれの増も営業費用の指定管理委託料に含む)により、当初計画に比べ増加しているため、収益的収支比率は87.3%と、前々年度(94.9%)、前年度(91.5%)と徐々に低下している。

【経費回収率：(料金収入＋その他営業利益)／(営業費用＋営業外費用＋地方債償還金)】

・経費回収率は、料金収入等で必要な経費を回収できているかを示す指標で、100%以上が望ましい。
 ・料金収入は水揚量の回復に伴う売上高割施設使用料の増により当初計画の水準で安定しているが、営業費用が上屋供用開始に伴う指定管理委託料の増、令和6年度の人件費の増(いずれも営業費用の指定管理委託料に含む)により、当初計画に比べ増加しているため、経費回収率は57.8%となり、前々年度(64.2%)及び前年度(62.5%)と比べ悪化している。

【他会計補助金比率：繰入金／(総費用＋地方債償還金)】

・他会計補助金比率は、一般会計からの繰入金への依存度を示す指標で、低いほど望ましい。
 ・現状では、繰入金基準(営業費用の30%以下、地方債償還金の50%以下)に従い、毎年度限度額上限を繰り入れている。

【有形固定資産減価償却率：有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価】

・有形固定資産減価償却率は、主に建物の老朽化の程度を示す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを示す。
 ・現在、高度衛生管理型市場整備事業を実施中であり、旧施設の解体及び新施設の建築が五月雨式に続いているため、有形固定資産減価償却率の記載については事業実施中の間は省略する。

【地方債残高対料金収入比率：地方債償還金残高／料金収入】

・地方債残高対料金収入比率は、料金収入に対する地方債償還金残高の割合を示す指標で、低いほど望ましい。
 ・地方債については、平成23年度を最後に借入れをしておらず、今後も借入れをしなければ地方債残高対料金収入比率は徐々に低下する予定。(令和7年度末の残高は47,073千円で、令和13年度に完済予定。)

2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し 【図1参照】

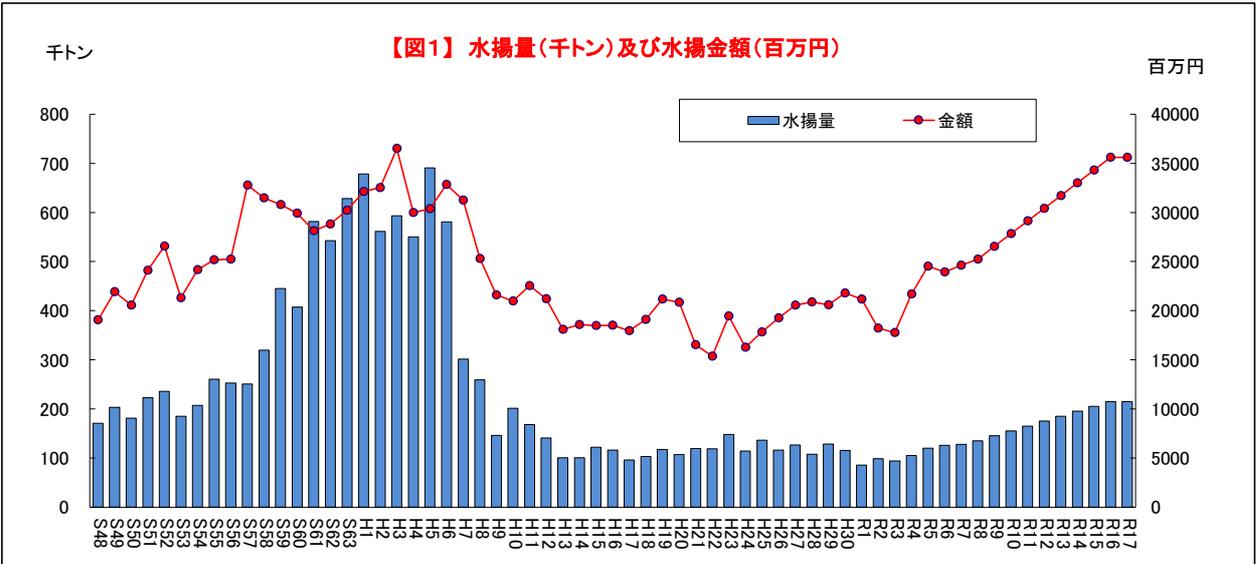
■水揚量は、昭和58年頃から日本周辺におけるマイワシ資源が増加傾向となり、昭和61年から平成6年まで9年連続500千トン以上を記録し、平成5年には過去最高の690千トンの水揚げした。(平成4年から平成8年までの5年間は、水揚量全国一。)

■ところが、マイワシ資源の激減により、平成7年以降、水揚量は減少の一途をたどり、近年は年間100千トン強で推移してきた。

■令和元年の水揚量は主要業種(アジ、サバ、イワシ)の減少により市場開設以来最低の年間86千トンを記録したが、これ以後主要業種は回復傾向にあり、近年は年間100千トンを超え、令和6年度は120千トン強まで回復してきている。

■令和6年度(2024年度)の資源評価において予測された令和13年(2031年)の平均漁獲量の値と日本海側の漁港における境漁港の各魚種の水揚量のシェアを元に将来の境漁港の漁獲可能性を試算するとともに、今後進めていく陸の処理能力の整備目標を踏まえ、令和16年度にはまき網漁で年間200千トンの水揚量が達成されると見込み、計画期間中の水揚量を予測した。(なお、毎年度、漁場等に係る最新情報の下で精査をし、適確な数値に見直していくこととする。)

■水揚金額は水揚量の回復に伴い増加している。陸の処理能力不足を解消することで主要業種の単価を維持し、水揚量と比例した水揚金額を見込む。



(2) 使用料収入の見通し 【図2参照】

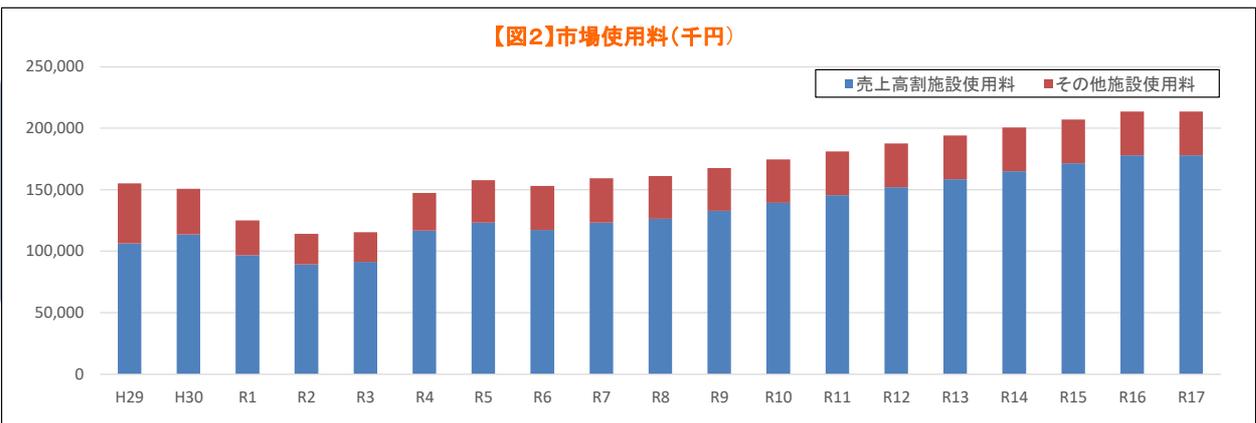
■売上高割施設使用料(水揚金額の1,000分の5)

- ・近年、水揚量の回復傾向に伴い水揚金額も増加し、売上高割施設使用料も120,000千円前後で推移している。
- ・直近の令和7年は水揚量は増加しているものの、陸の処理能力不足により単価が下がる傾向にある。
- ・令和8年度以降について、令和7年11月に陸の処理能力を向上させる冷凍・冷蔵施設が整備されたことから、単価を維持できるようになるため、水揚量に比例する水揚金額に応じた収入を見込む。

■その他施設使用料(1.事業概要(2)使用料形態 参照)

- ・新施設のうち中核施設が供用開始した令和4年度からその他施設使用料は増加し、令和6年度も同水準で推移している。
- ・令和8年度に土地の使用許可面積の減少が見込まれるためその金額を減じ、令和10年度以降は土地の有効的に利用する想定で若干の増を見込む。

いずれの使用料も水揚量に影響を受けるものであり、今後の人口減少等の影響を直接的には受けないものである。

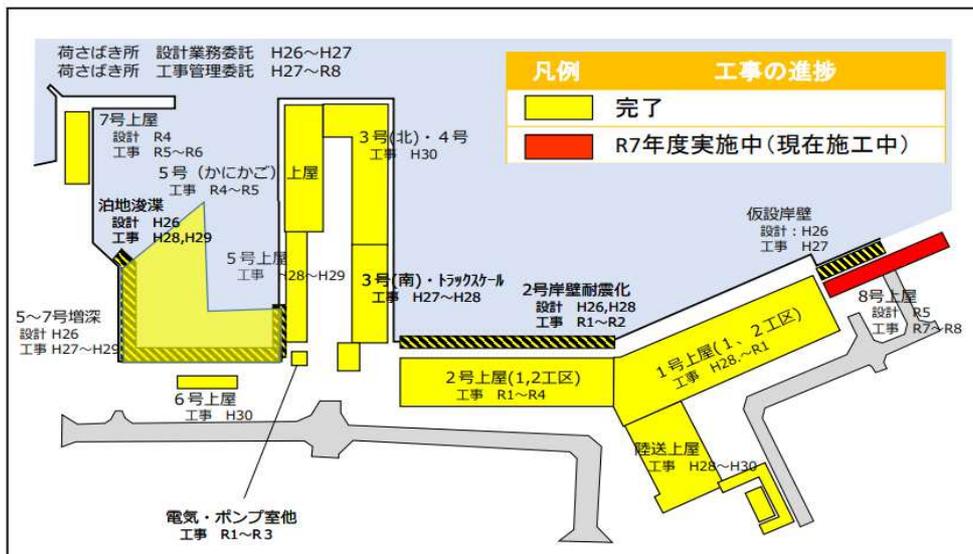


(3) 施設の見通し【図3参照】

- 境漁港高度衛生管理型市場整備事業(事業期間:平成26年度～令和8年度)
 - ・水産業振興の拠点でもある特定第三種漁港(全国に13港)の一つである境漁港は、国の「境港地区高度衛生管理基本計画」策定(平成26年9月)を受け、老朽化が進んだ県営水産物地方卸売市場を高度衛生管理型市場にすべく現在整備中である。(事業期間:平成26年度～令和8年度)
 - ・中核施設は供用を開始し、令和8年度に8号上屋が完成することで事業を終了する予定である。
 - ・整備事業(218億円)は、農林水産省(水産庁)の「特定漁港漁場整備事業」の中で市場整備と岸壁整備を一体的に公共事業(一般会計)で整備しており、市場特別会計内での財務処理は行っていない。
- 令和9年度以降「特定漁港漁場整備事業計画」に基づく市場施設の整備について
 - ・令和8年度中に計画を作成を予定している。
 - ・市場施設についてトラックスケールの大型化を検討している。
 - ・境漁港施設について休憩岸壁の増深などを検討している。
- 施設、設備等の老朽化について
 - ・既存改修施設、または現在整備期間中であるが供用開始が早かった施設について塩害等の影響から、比較的早く劣化が進んでいる。各施設の耐用年数を参考に、現地の使用状況を確認しながら、計画的な老朽化対策を行う。

【図3】 境漁港高度衛生管理型市場整備事業 スケジュール／事業費

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | 備考 |
|---------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
| 設計(基本・実施) | | | | | | | | | | | | | | |
| 3号上屋・トラックスケール | | | | | | | | | | | | | | |
| 5号上屋 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5号(かにかご)上屋 | | | | | | | | | | | | | | |
| 陸送上屋 | | | | | | | | | | | | | | 中核施設 |
| 1号上屋(1・2工区) | | | | | | | | | | | | | | 中核施設 |
| 2号上屋(1・2工区) | | | | | | | | | | | | | | 中核施設 |
| 3号(北)・4号上屋 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6号上屋 | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気ポンプ室他 | | | | | | | | | | | | | | 付帯施設 |
| 泊地浚渫 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5～7岸壁増深 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2号岸壁耐震化 | | | | | | | | | | | | | | |
| 仮設岸壁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7号上屋 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8号上屋 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費(百万円) | 122 | 1,283 | 3,061 | 5,223 | 3,205 | 2,100 | 2,425 | 1,596 | 522 | 274 | 191 | 793 | 1,005 | 21,800 |



(4) 組織の見通し

- 指定管理者制度導入前(～平成20年度)は、県地方機関(境水産事務所)職員のうち正職員5名、非常勤職員(監視員)6名の計11名を特別会計の人員としていたが、同制度導入後(平成21年度～)は境水産事務所職員のうち正職員2名(課長補佐級1名、係長級1名)、非常勤職員1名の計3名としている。
- 令和8年度に新市場の整備が完了する予定となっており、令和9年度から利用状況に合わせた管理運営を踏まえ、次期指定管理期間の更新時期である令和11年度に向けて、指定管理業務内容の見直しを図る。

3. 経営の基本方針

社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場を目指す。

■信頼される漁港・市場づくり(漁港・市場機能の強化)

東日本大震災を踏まえ、地震・津波などの災害に強く安全な漁港・市場を整備する。また、食品の安全・安心に対する関心が高まる中、適切な衛生管理対策を講じ、消費者から信頼される漁港・市場を目指す。

①災害に強い漁港・市場整備

- 地震・津波対策 年1回の避難訓練の実施
- 災害への備えの促進 津波災害発生時の指定緊急避難場所(陸送上屋・1号上屋・2号上屋)としての役割

②衛生管理体制の維持改善

- 高度衛生管理型市場の維持管理
 - ・平成26年度から整備を行った高度衛生管理型市場の維持管理に努める。
 - ・太陽光発電施設の導入等省エネ施設への転換を検討する。
- 関係者の意識の維持改善
 - ・市場関係者により設立した境港水産物市場利用協議会が定めた衛生管理ルールの遵守の徹底、見直し(適宜)を行う。
 - ・衛生管理に関する講習会を定期的に開催する。

③周辺環境の整備

- 係留岸壁の充実
 - ・係留岸壁不足に対応するため、令和6年3月に策定した係船ルールの周知を行う。
 - ・県外まき網船の入港、まき網運搬船の大型化に対応するため、岸壁の増深や係船柱増設等の係留場所の充実に向けた検討を進める。
- 利用者のための施設整備
 - ・県外まき網船の入港、まき網運搬船の大型化に対応するため、陸電施設の利便性向上について検討する。

■活力がある漁港・市場づくり(集荷・販売力の強化)

水産資源、漁獲、相場の状況を常に意識し、生産者、卸売業者、仲卸業者が連携して集荷力を強化するとともに、国内外における水産物の消費・流通の動向、消費者ニーズを的確に把握して販売力の強化を図る。

①陸上処理能力のアップ

- まき網漁業の受給調整
 - ・卸売業者、仲買業者、生産者の3者が連携して水産物の受給調整に努める。
- 水揚げ集中時の対策・対応
 - ・トラックスケールのICT化による計量作業の効率化する。
 - ・8号岸壁をまき網岸壁とし、貨客船の入港状況と調整しながら対応する。
- 凍結能力及び冷凍保管能力の確保
 - ・仲買・加工事業者の冷凍・冷蔵施設の更新・新設を進め、凍結能力及び冷凍保管能力の確保を図る。
 - ・冷凍保管機能向上として、凍結庫一日1,400トンの凍結能力確保する。
 - ・冷凍保管庫の容量増として、冷凍保管庫78,000トンの容量確保する。
- その他の陸の処理能力確保に向けた取組
 - ・県外への輸送能力の強化⇒大型トラックスケールの整備する。(セミトレーラーの活用を推進。)

②水揚物の付加価値向上

- 境港ブランドの創出
 - ・境港ブランドの創出し、PR活動や漁色・食育活動を通じて県内外へ広く認知を図る。
- 6次産業化の推進
 - ・漁業者自らや漁業者と加工業者が連携して加工する6字産業化への取組みにより、個性ある商品開発による付加価値の向上や販路拡大を進める。
- 情報収集・水揚管理記録の保持・情報提供
 - ・情報収集による集荷力や販売力強化、水産物の水揚情報や衛生管理情報の記録による付加価値の向上のため、新たに整備したフリーWifiスポットの活用や迅速な情報提供体制の構築・情報発信について検討を行う。

③水揚物の販路拡大

- 活魚出荷の推進
 - ・市場整備に併せ活魚水槽、エアレーション設備及び滅菌冷海水装置を整備し、これを活用したズワイガニの活魚出荷を行う。
 - ・ズワイガニ以外の魚種における活魚出荷を検討する。
- 関西でのマーケティング
 - ・関係機関と関係者が連携し、関西地区における商談会やイベントによる顧客の掘り起こしや境港水産物のPRを実施する。
- 海外市場の開拓、輸出促進。

■親しまれる漁港・市場づくり(観光連携及び地域活性化の促進)

日本有数の漁業基地である境漁港で水揚げされる新鮮で豊富な水産物を地域・観光資源として活用し、水木しげるロードを訪れる多くの観光客を取り込むとともに、地元住民から親しまれる漁港、市場を目指す。

①観光分野との連携

- ・全国的な観光地である水木しげるロードと水産物直売センター、おさかなパークを結びつけ、観光と連携した情報発信等を行いさらなる集客を目指す。

②漁港見学ツアーの充実

- ・監視デッキの整備により安全なルートで市場の見学が可能となったため、監視通路の見学活用を推進する。

③食育・魚食普及活動の推進

- ・学校給食等での地元水産物活用による食育を推進する。

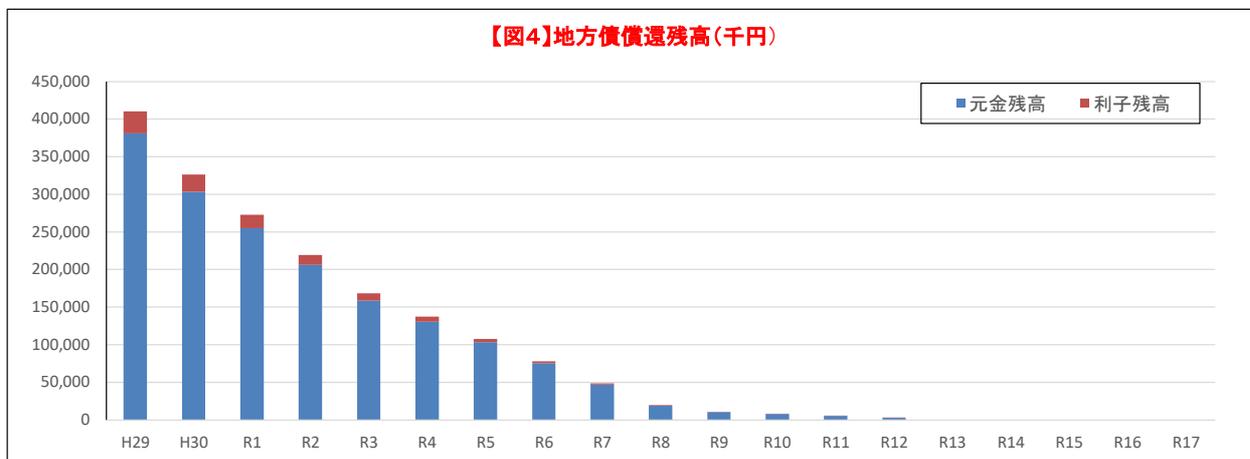
4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明【図4参照】

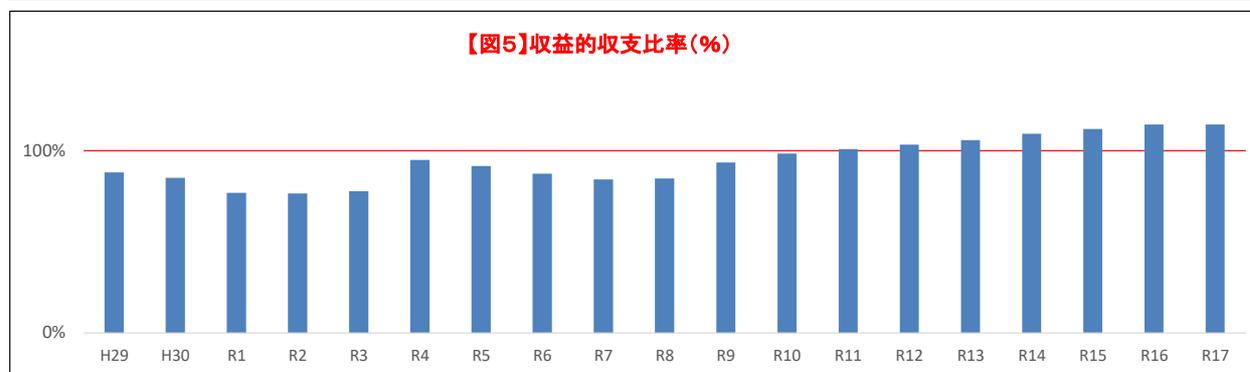
| | | |
|---|---|------------------------------------|
| 目 | 標 | 地方債残高／令和7年度末47,073千円 → 令和13年度末:0千円 |
|---|---|------------------------------------|



- 高度衛生管理型市場整備事業(事業期間:平成26年度～令和8年度)の着実な実施を促進する。
 - ・当事業は一般会計で実施しており、民間資金等は活用していない。
 - ・高度衛生管理型市場は限られた敷地を最大限活用し上屋を配置し、駐車場は敷地を新たに広げず上屋上に整備するなどの合理化を行った。
 - ・旧上屋及び付随施設は廃止し解体する。
 - ・事業期間内で既に整備された施設・設備は老朽化が始まっているが、更新ではなく修繕対応を行うことで長寿命化を図っている。
 - ・平成15年に県内の14の沿岸漁業協同組合のうち10漁業が合併し、翌年、鳥取県漁業協同組合連合会を包括承継した全県規模の鳥取県漁業協同組合が誕生したことに伴い、大山町以西で水揚げされる水産物は境港市場へ移送されることとなり、集荷の広域化は既に図られている。
 - ・新市場の中核施設は耐震構造となっており、また2号上屋は津波襲来時に周辺住民の避難場所となる施設として整備した。
 - ・新施設については適切な保守管理を行うとともに、計画的な施設修繕を行う。
- 令和9年度市場の機能強化に係る整備事業について、令和8年度に計画を策定し令和9年度から実施する。
 - ・当事業は一般会計で実施予定であるため、市場事業において投資予定はない。
- 地方債について、平成23年度以降は借入せず現在に至っており、今後も新たな借入を行わないよう努め、予定どおりに償還を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明【図5～8参照】

| | | |
|---|---|-----------------------------|
| 目 | 標 | 収益的収支比率／令和6年度87%→令和10年度100% |
|---|---|-----------------------------|



■市場使用料

歳入全体の5割から6割を占めている。売上高割施設使用料とその他施設使用料に分かれる。積算の考え方は2(2)参照。

<売上高割施設使用料>

・市場使用料収入の7割強を占め、収支に大きく影響する売上高割施設使用料は、近年水揚量が回復傾向にあるため、金額は安定的に推移している。

・陸の処理能力の向上を踏まえた取扱高の将来的見通しから、売上高施設使用料は増加予定である。

<その他施設使用料>

・令和4年度に2号上屋が完成したことにより、令和5年度から固定的な施設使用料が増加したことで安定的に推移している。

・各設備の使用は水揚量及び業種によって若干の変動があるが、一定水準で推移していく予定である。

■資産の有効活用

・令和8年度中に行政財産使用許可期間が終了する土地について、駐車場整備等の有効活用を行う。

令和10年度以降：年間 2,300円×24区画(借上見込み×12月)=662,400円 を施設使用料収入へ加算する。

■繰入金及び借入金

<繰入金>

・限度額まで一般会計から繰入を行う。

<借入金>

・繰入後の不足部分を一般会計から借入をしている状況である。

・令和4年度から水揚量及び取扱高が回復したこと、令和4年度2号上屋の完成により使用料収入が増加したことから借入金が減少して健全化が進んだが新たな設備の導入、施設の供用により保守管理業務及び光熱費が年々増加し続け、さらに令和6年度から人件費も増加したことにより、指定管理料が増加し借入金が増加した。

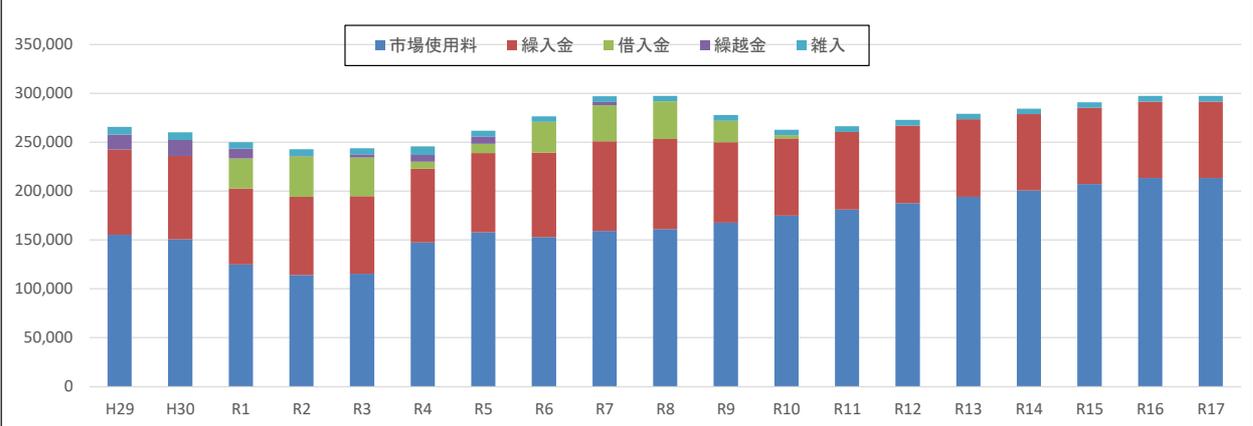
・陸の処理能力の増強により、売上高割施設使用料は増加見込みであるため、維持管理費を含む運営費の増加を一定水準で維持し続けられれば令和10年度には借入金が発生せず、繰出(一般会計への返済)ができるようになる見込みである。ただしこの償還がすべて終わるには相当年数がかかる見込みとなるので、新市場完成後に改めて収支見直しをし今後を見込むことが必要である。

・効率的に事業を実施することにより支出を抑え、借入金を発生させないように努めていく。

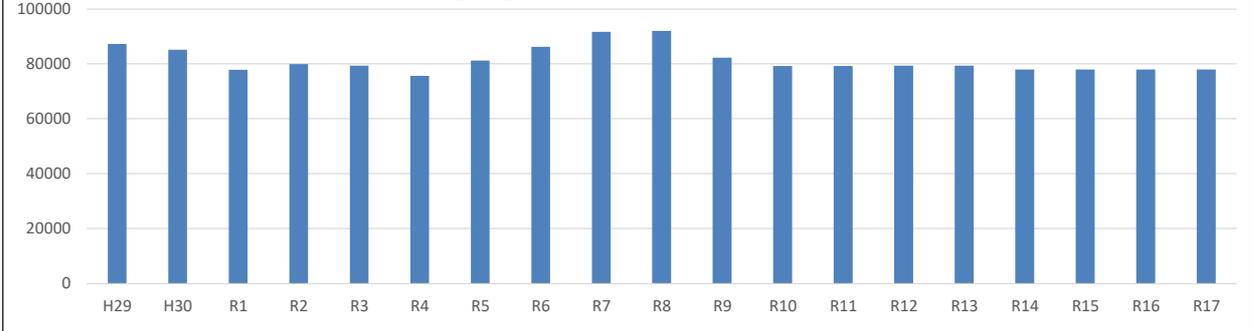
■地方債

平成23年度以降は借入せずに現在に至っている。投資予定がないため、財源としては見込んでいない。

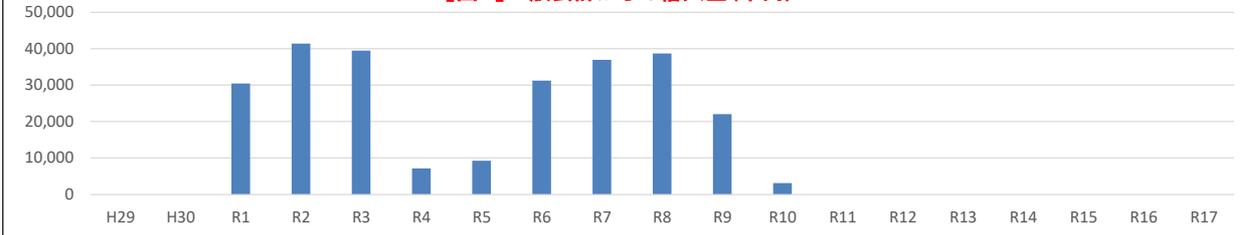
【図6】歳入内訳(千円)



【図7】一般会計からの繰入金(千円)

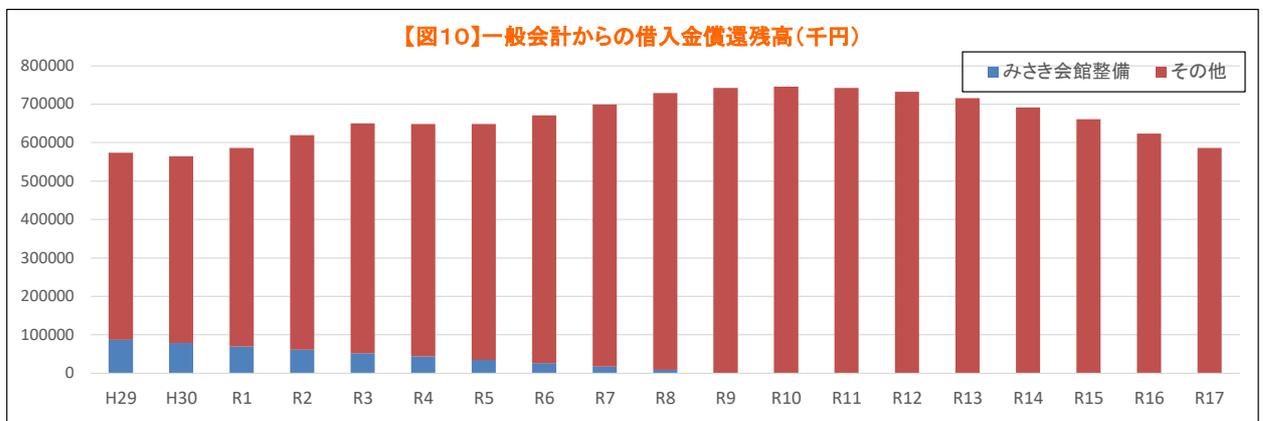
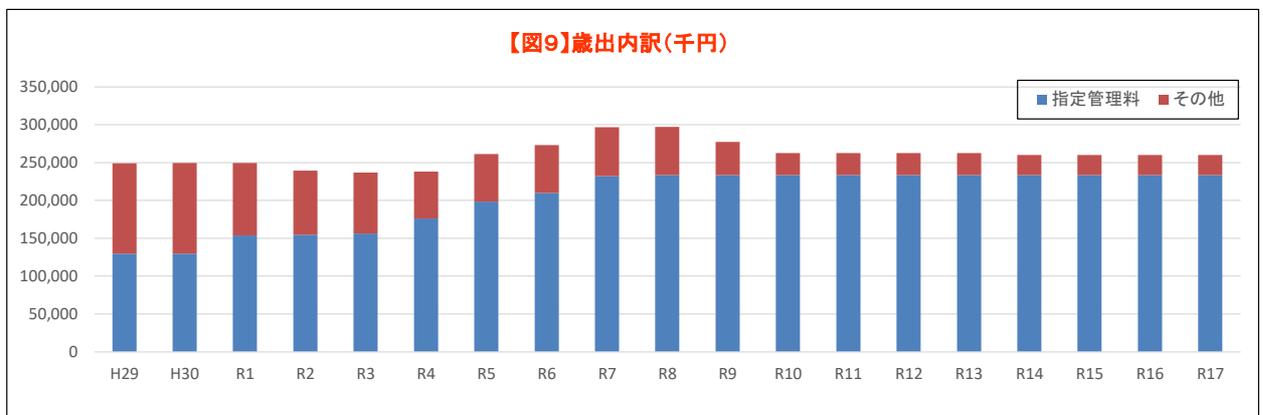


【図8】一般会計からの借入金(千円)



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明【図9、10参照】

- 投資以外の経費として主なものは指定管理委託料、事務的経費、職員給与費、地方債償還金、一般会計借入金償還金である。
- 指定管理委託料は現在全体の約75%を占めている。物価上昇等による影響に加え、8号上屋が令和8年度完成予定であることから、保守業務、電気・水道にかかる費用が増加するため、増額を見込んでいる。
 - ・増額の主な要因である保守業務は、必要な点検を着実にを行い日々管理することで大きな修繕につながらないようにする。
 - ・電気料金は受電契約の見直しを行い、当市場の状況にあったプランへの変更や、日々の節電を利用者にも促すなど、無駄なく管理運営を行っていく。
- 事務的経費は、建物共済及び消費税などで、現在の整備事業完了後の変動は少ないと見込んでいる。
- 職員給与費は、引き続き正職員2名と非常勤職員1名を見込む。
- 地方債償還金は今後借入の予定がないため、このまま予定どおりに返済を行い、令和13年度には完済予定である。
- 一般会計借入金償還金は陸の処理能力の増強による売上高割施設使用料は増加により収支が改善し、令和10年度から返済開始できる見込みである。



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

| | |
|--------|--|
| 民間活用 | ■令和8年度を中途に高度衛生管理型市場施設(一般会計による整備)が完成するが、引き続き指定管理者制度による運営を継続し、民間のノウハウを活用する。 |
| 投資の平準化 | ■平成23年度の水産基盤整備事業(公共・国庫補助金)拡充により、荷捌き所整備が対象に加えられたことにより、現在の市場整備は公共事業(一般会計)で実施しているが、それ以前は特別会計で整備していた。これにより今後は大きな修繕等が発生した場合は、公共事業の活用を検討する。また高度衛生管理を進める中で、新たに計画に加わる施設が増えた場合も同様に検討することとし、新たな投資は見込んでいない。 |
| 広域化 | ■本県の水産物産地市場は、平成15年の漁協広域合併を経て、現在5市場(境港、網代、賀露、田後、赤碕)に集約されている。境港は流通拠点の拠点港として機能しており、県内外から利用があることから、さらなる広域化の検討は現状では予定していない。 |
| その他の取組 | ■新市場施設全部供用開始後の運用により、水揚げ等に必要な施設等が生じた場合は、整備を検討する。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料 | ■売上高割施設使用料 高度衛生管理型市場への移行による境港産水産物のブランドの付加価値をさらに向上させ、水揚金額の増加を図り、売上高割使用料の増収を目指していく。 ■その他施設使用料 市場関係者に対して、新施設の利便性を広く宣伝することによって新施設を最大限に利用していただき、無駄のない施設使用を図り、使用料の確保に努めていく。 |
| 地方債 | ■高度衛生管理型市場施設が完成した後に大きな修繕等が発生した場合は、公共事業(一般会計)の活用を検討することとしており、地方債の新たな借入れは想定していない。 |
| 繰入金 | ■一般会計からの繰入金は、引き続き操出基準の範囲内での運用を図っていく。 |
| 資産の有効活用等による収入増加の取組 | ■電気使用料の多い1・2号上屋について、太陽光発電施設の設置を検討する。 |
| その他の取組 | ■一般会計からの新たな借入金の発生を抑制すべく、今後とも経費節減に努めていく。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--------|--|
| 委託料 | ■令和8年度を中途に高度衛生管理型市場施設(一般会計による整備)が完成するが、引き続き指定管理者制度による運営を継続し、令和9年度の運営状況を踏まえ、次期指定管理期間の更新作業年度である令和10年度に委託業務の内容見直し等により、より効率的な維持管理を行う。 |
| 管理運営費 | ■当市場は、平成21年度から指定管理者制度を導入している。新施設整備による保守業務委託増などで増額の傾向にあるが、今後も民間活用をしながら、引き続き委託業務の見直しなどを加えながら効率的な市場施設の管理運営を行っていく必要がある。 ■また、上記管理運営委託料以外の直営部分に係る事務的経費については、引き続き必要性や緊急性等を踏まえて必要最小限の範囲で執行していく。 |
| 職員給与費 | ■事務効率を図ることでの時間外手当削減など引き続き取り組みを行う。 |
| その他の取組 | ■一般会計からの借入金の償還について、新たな借入金の発生を抑制すべく経費節減に努めながら、早期の償還完了を目指していく。 |

5. 公営企業として実施する必要性など

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>事業の意義、提供するサービス自体の必要性</p> | <p>■境漁港は、全国屈指の水揚量を誇る特定第三種漁港であり、当市場は日本海沖合漁業における中核的な産地市場として全国的な水産物の生産・流通拠点を担っている。(令和7年水揚量全国第3位、水揚金額全国第4位)</p> <p>■また、工業出荷額のうち水産物製造関係は5割以上を占めるなど、当市場を中心とした「水産業」は境港市の基幹産業であり、今後も安定的な生産・流通拠点及び地域雇用創出の場としての機能を維持していく必要がある。</p> |
| <p>公営企業として実施する必要性</p> | <p>■当市場においては、平成19年度に「境港水産物地方卸売市場のあり方検討部会」を設置し、民営化を含めた市場の経営形態を市場関係者と共に協議を行い、当市場の卸売業者(3社)が新たに設置する新会社が指定管理者となることで合意し、平成21年度から指定管理者制度を導入している。</p> <p>■当市場には、卸売業者が3社(県内2社、県外1社)、仲買業者等が67社あり、地元船はもとより他県の漁船から水揚げされる多種多様な水産物が取引されている。このように県内外の多くの業者が関わっており、市場の公平・公正を保ち、迅速、安定的な取引を維持していくためには今後も公営企業として運営していくことが必要である。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が開設者となって管理運営を行っている魚市場は、全国で3箇所 鳥取県(境港)、山口県(下関)、長崎県(長崎) ・その他の魚市場は、市・漁協・民間が開設者となって管理運営している。 |

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|----------------------------|--|
| <p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p> | <p>■高度衛生管理型市場整備工事が令和8年度に完了予定であり、当該年度中に全ての施設が供用を開始することから、令和9年度及び10年度の運営実績を踏まえ、令和11年度に検証を行い、計画との乖離が大きいと判断した場合は見直しを行う。</p> <p>■令和12年度以降も5年毎に検証を行い、計画との乖離が大きいと判断した場合は見直しを行う。</p> |
|----------------------------|--|

(単位:千円, %)

| 区 分 | | 年 度 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------|---------------|---------------------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | 令和6年度 (決算) | 令和7年度 (決算 見込) | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
| 収 益 的 収 入 | 1 総 収 益 (A) | 230,990 | 242,467 | 244,746 | 251,219 | 258,354 | 264,827 | 271,300 | 277,773 | 284,246 | 290,719 | 297,192 | 297,192 |
| | (1) 営 業 収 益 (B) | 153,020 | 159,246 | 161,078 | 167,551 | 174,686 | 181,159 | 187,632 | 194,105 | 200,579 | 207,052 | 213,525 | 213,525 |
| | ア 料 金 収 入 | 153,020 | 159,246 | 161,078 | 167,551 | 174,686 | 181,159 | 187,632 | 194,105 | 200,579 | 207,052 | 213,525 | 213,525 |
| | イ 受 託 工 事 収 益 (C) | | | | | | | | | | | | |
| | ウ そ の 他 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 営 業 外 収 益 | 77,970 | 83,221 | 83,667 | 83,667 | 83,667 | 83,667 | 83,667 | 83,667 | 83,667 | 83,667 | 83,667 | 83,667 |
| | ア 他 会 計 繰 入 金 | 72,327 | 77,538 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 |
| | イ そ の 他 | 5,643 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 | 5,683 |
| | 2 総 費 用 (D) | 236,704 | 259,689 | 260,653 | 260,239 | 260,145 | 260,094 | 260,042 | 259,988 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 |
| | (1) 営 業 費 用 | 234,959 | 258,461 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 | 259,948 |
| | ア 職 員 給 与 費 | 19,026 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 | 19,322 |
| | ウ ち 退 職 手 当 | | | | | | | | | | | | |
| | イ そ の 他 | 215,933 | 239,139 | 240,626 | 240,626 | 240,626 | 240,626 | 240,626 | 240,626 | 240,626 | 240,626 | 240,626 | 240,626 |
| | (2) 営 業 外 費 用 | 1,745 | 1,228 | 705 | 291 | 197 | 146 | 94 | 40 | | | | |
| | ア 支 払 利 息 | 1,745 | 1,228 | 705 | 291 | 197 | 146 | 94 | 40 | | | | |
| ウ ち 一 時 借 入 金 利 息 | | | | | | | | | | | | | |
| ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分 | | | | | | | | | | | | | |
| イ そ の 他 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) | △ 5,714 | △ 17,222 | △ 15,907 | △ 9,020 | △ 1,791 | 4,733 | 11,258 | 17,785 | 24,298 | 30,771 | 37,244 | 37,244 | |
| 資 本 的 収 入 | 1 資 本 的 収 入 (F) | 13,925 | 14,183 | 14,012 | 4,280 | 1,271 | 1,297 | 1,323 | 1,350 | | | | |
| | (1) 地 方 債 | | | | | | | | | | | | |
| | ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 他 会 計 補 助 金 | 13,925 | 14,183 | 14,012 | 4,280 | 1,271 | 1,297 | 1,323 | 1,350 | | | | |
| | (3) 他 会 計 借 入 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (6) 工 事 負 担 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (7) そ の 他 | | | | | | | | | | | | |
| | 2 資 本 的 支 出 (G) | 36,577 | 37,094 | 36,751 | 17,290 | 2,544 | 6,030 | 12,581 | 19,135 | 24,298 | 30,771 | 37,244 | 37,244 |
| | (1) 建 設 改 良 費 | | | | | | | | | | | | |
| | ウ ち 職 員 給 与 費 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 地 方 債 償 還 金 (H) | 27,850 | 28,367 | 28,024 | 8,562 | 2,544 | 2,595 | 2,647 | 2,700 | | | | |
| | ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 | 8,727 | 8,727 | 8,727 | 8,728 | | 3,435 | 9,934 | 16,435 | 24,298 | 30,771 | 37,244 | 37,244 |
| (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) そ の 他 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) | △ 22,652 | △ 22,911 | △ 22,739 | △ 13,010 | △ 1,273 | △ 4,733 | △ 11,258 | △ 17,785 | △ 24,298 | △ 30,771 | △ 37,244 | △ 37,244 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---------|---------------------|----------------------------------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 収支再差引 | (E)+(I) | (J) | △ 28,366 | △ 40,133 | △ 38,646 | △ 22,030 | △ 3,064 | | | | | | | | | |
| 積立金 | | (K) | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度からの繰越金 | | (L) | 391 | 3,232 | | | | | | | | | | | | |
| 前年度繰上充用金 | | (M) | | | | | | | | | | | | | | |
| 形式収支 | | (J)-(K)+(L)-(M)+(W) | (N) | 3,232 | | | | | | | | | | | | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | | (O) | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質収支 | | 黒字 | (P) | 3,232 | | | | | | | | | | | | |
| | | (N)-(O) | 赤字 | (Q) | | | | | | | | | | | | |
| 赤字比率 | | (Q) | $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ | | | | | | | | | | | | | |
| 収益的収支比率 | | (A) | $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ | | 87 | 84 | 85 | 93 | 98 | 101 | 103 | 106 | 109 | 112 | 114 | 114 |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 | | (R) | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業収益－受託工事収益 | | (B)-(C) | (S) | 153,020 | 159,246 | 161,078 | 167,551 | 174,686 | 181,159 | 187,632 | 194,105 | 200,579 | 207,052 | 213,525 | 213,525 | |
| 地方財政法による資金不足の比率 | | ((R)/(S)×100) | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 | | (T) | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 | | (U) | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 | | (V) | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法第22条により算定した資金不足比率 | | ((T)/(V)×100) | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益的支出に充てた他会計繰入金 | | (W) | 31,207 | 36,901 | 38,646 | 22,030 | 3,064 | | | | | | | | | |
| 他会計借入金残高 | | (X) | 671,290 | 699,464 | 729,383 | 742,685 | 745,750 | 742,315 | 732,381 | 715,946 | 691,648 | 660,877 | 623,633 | 586,389 | | |
| 地方債残高 | | (Y) | 75,439 | 47,072 | 19,048 | 10,486 | 7,942 | 5,347 | 2,700 | | | | | | | |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 区 分 | 年 度 | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和6年度 (決算) | 令和7年度 (決算 見込) | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 | |
| 収益的収支分 | 72,327 | 77,538 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 |
| うち基準内繰入金 | 71,555 | 77,538 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 |
| うち基準外繰入金 | 772 | | | | | | | | | | | | |
| 資本的収支分 | 13,925 | 14,183 | 14,012 | 4,280 | 1,271 | 1,297 | 1,323 | 1,350 | | | | | |
| うち基準内繰入金 | 13,925 | 14,183 | 14,012 | 4,280 | 1,271 | 1,297 | 1,323 | 1,350 | | | | | |
| うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 86,252 | 91,721 | 91,996 | 82,264 | 79,255 | 79,281 | 79,307 | 79,334 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 | 77,984 |